

会員各位（総経理・所長、駐在員の皆様）

ご家族の方にもお知らせ下さい

発信：大連日本商工会
広報委員長：黒田 篤

領事館より、「中国湖南省における鳥インフルエンザ」についてのお知らせ（続報）がございましたのでご案内申し上げます。

記

中国湖南省における鳥インフルエンザ
(ヒト感染死亡例)の発生について (08.2.20)在瀋陽日本国総領事館
大連出張駐在官事務所

1. 中国衛生部による発表

2月18日、衛生部はホームページにて、湖南省で高病原性鳥インフルエンザの人への感染（感染源は未だ公表されていません）が確認され、同感染者が死亡した旨を公表しました。本例で、中国における鳥インフルエンザの人への感染は28例目、また死亡は18例目となります。事実経過は以下のとおりです。

(1) 患者は、李某、男性、22歳。湖南省永州市江華県人。1月16日に発熱や頭痛等の症状が出て、同22日に郷鎮衛生院で診察を受け、症状に合わせた処置したが、症状は著しくは好転せず。同23日に県病院へ転院したが、病状は悪化の一途をたどり、呼吸困難がひどくなり、全力の治療も及ばず、1月24日午後5時に死亡した。

(3) 2月15日、湖南省疾病予防コントロールセンターが、患者の気道から採取したサンプルを検査したところ、鳥インフルエンザウイルスH5核酸陽性と判明した。同17日晚、中国疾病予防コントロールセンターも同様に確認した。

(4) 感染の発生後、地元政府は本件を高度に重視し、必要な防疫措置を実施すると共に、全ての密接接触者に対して厳密な医学観察を実施しているが、現在までに臨床異常症状を呈する者は現れていない。

2. 在留邦人の皆様への注意喚起

鳥インフルエンザ発生国である中国では、引き続き、不用意に鳥に近寄ったり、触れたりせずに、衛生管理にも十分にご注意下さい。

また、帰国時に高熱、咳症状等が見られる場合には検疫所の健康相談室にお申し出下さい（帰宅後に同様の症状が現れた場合には、最寄りの保健所に相談し、感染地域に渡航していた旨をお知らせ下さい）。

その他、感染地域滞在の注意事項については、「海外渡航者のための鳥及び新型インフルエンザに関するQ&A」(http://www.anzen.mofa.go.jp/kaian_search/sars_qa.html)をご参照下さい。

(問い合わせ先)

○外務省領事局政策課（海外医療情報）

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 2850

○外務省海外安全相談センター（国別安全情報等）

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 2902

○外務省安全ホームページ：<http://www.mofa.go.jp/anzen>

○鳥インフルエンザに関する情報（厚生労働省）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou02/index.html>○海外渡航者のための感染症情報（厚生労働省検疫所）<http://www.forth.go.jp>

○高病原性鳥インフルエンザ（国立感染症研究所感染症情報センター）

http://idsc.nih.go.jp/disease/avian_influenza/index.html

○鳥インフルエンザに関する情報（農林水産省）

<http://www.maff.go.jp/tori/index.html>

○Avian influenza（世界保健機関（WHO））

http://www.who.int/csr/disease/avian_influenza/en/